

第2号議案 任期満了に伴う役員選任の件

久慈法人会定款第18条第1項に定める理事及び監事の任期満了に伴い、同定款第19条第1項の規定により、理事及び監事の選任を求める。

現行理事(32名)

【令和5年6月21日改選】

職名	氏名	事業所名	役職
会長	對馬博貴	(株)つしま	代表取締役
副会長	晴山良一	(有)九戸印刷	代表取締役
副会長	中上一登	(有)ライフフィールド・ゼロ	代表取締役
副会長	中新井田 聡	(有)田高酒店	代表取締役
専務理事	斎藤 豊	(株)一誠堂	代表取締役
理事	高屋敷 勉	(有)高屋敷商店	代表取締役
理事	上山昭彦	(有)上山琥珀工芸	代表取締役
理事	晴山克身	(株)晴山石材建設	代表取締役
理事	源田福蔵	(株)みなもと	代表取締役
理事	新田久男	久慈琥珀(株)	代表取締役社長
理事	下館満吉	平庭観光開発(株)	代表取締役社長
理事	山王義明	(株)ヤマノ機工	代表取締役
理事	佐々木 茂	(株)佐幸本店	代表取締役会長
理事	石川明博	(株)GAT	代表取締役
理事	南 一郎	(株)ミナミ食品	取締役会長
理事	嘉藤明男	ふだいタクシー(有)	代表取締役
理事	笹川利勝	宮城建設(株)	常務取締役
理事	小山和則	(株)小山組	代表取締役
理事	吹切功一	(有)八木石油商事	代表取締役
理事	西村領悦	(有)久慈衛生社	代表取締役
理事	三河正行	(有)北斗土地開発	代表取締役
理事	一田昭彦	久慈商工会議所	専務理事
理事	一沢健治	一沢コンクリート工業(株)	代表取締役
理事	下川原章勝	(株)スズマ測量設計	代表取締役
理事	細谷地 茂陽	(株)細谷地	代表取締役
理事	和山彰志	(株)サンホームズ	相談役会長
理事	岩本明佳	(株)岩本電機	会長
理事	嵯峨 壱朗	(有)竹屋製菓	代表取締役
理事	葛巻一幸	(株)葛巻電気	専務取締役
理事	中塚健哉	中吉林業土木(株)	代表取締役
理事	對馬豊子	(株)つしま(女性部会長)	常務取締役
理事	井上拓自	(有)第一ライフトラスト	代表取締役社長

現行監事3名

職名	氏名	事業所名	役職
監事	高野橋 和彦	高野橋和彦 税理士事務所	税理士
監事	生平浩一	(株)久慈設計久慈	代表取締役社長
監事	田高幹也	(株)らいおん	代表取締役

〈役員選任に関する久慈法人会定款抜粋〉

（役員の配置）

第18条 この法人に次の役員を置く。

理事 20名以上 35名以内

監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名以内を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律上の代表とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任等）

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって選任される。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 （略）

4 （略）

（役員の任期）

第20条 理事の任期は、選定後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選定後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

3 理事又は監事については、再任を妨げない。

4 （略）

5 （略）

令和 7 年 度 表 彰 者

(1) 優良経理担当者表彰 吉 田 信 勝 様 (株式会社細谷地)

太 田 久美子 様 (有限会社久慈医療サービス)

(2) 役員感謝状伝達 (4 名)

全国法人会総連合会長感謝状 副 会 長 中新井田 聡 様

全国法人会総連合会長感謝状 理 事 上 山 昭 彦 様

岩手県法人会連合会長表彰 理 事 下 舘 満 吉 様

岩手県法人会連合会長表彰 理 事 山 王 義 明 様

(3) 退任役員感謝状贈呈 (7 名)

副会長 中 上 一 登 様

理 事 高屋敷 勉 様

理 事 晴 山 克 身 様

理 事 佐々木 茂 様

理 事 笹 川 利 勝 様

理 事 西 村 領 悦 様

理 事 井 上 拓 自 様

(4) 経営者大型保障制度表彰

銀 賞 副会長 晴 山 良 一 様

銀 賞 副会長 中新井田 聡 様

銅 賞 会 長 對 馬 博 貴 様

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

〔法人課税〕

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 - また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることをしないよう配慮すること。	・中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 - イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 - ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。	・中小企業経営強化税制 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）

	が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 ・先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。
--	---

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
・平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。	・法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

[その他]

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。	・所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乗せ）。 なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は④年収200万円超475万円以下は30万円⑤475万円超665万円以下は10万円⑥665万円超850万円以下は5万円）。 ・給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。